

平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 中部電力株式会社
代表者名 代表取締役社長 川口 文夫
(コード番号 9502 東証・大証・名証第 1 部)
問合せ先 総務部株式グループ長 丹羽 漸
(TEL052 - 973 - 2148)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 82 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により、当社定款を変更するものであります。

本会社に設置する機関を定めるため、会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、変更定款案第 4 条(機関)を新設するものであります。

株券を発行する旨を定めるため、会社法第 214 条の規定に従い、変更定款案第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。

単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、変更定款案第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより提供したものとみなすことができるようにするため、法務省令に定めるところに従い、変更定款案第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことができるようにするため、会社法第 370 条の規定に従い、変更定款案第 28 条第 2 項を新設するものであります。

その他、会社法および整備法が施行されたことに伴い、規定の整備、字句の修正、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

- (2) 平成 8 年 10 月 11 日に発行いたしました第 2 回転換社債は、平成 18 年 3 月 31 日までにすべて転換または償還されましたので、現行定款第 45 条(転換社債の転換と配当金)を削除するものであります。

2 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線(実線)は変更部分を、下線(波線)は整備法により定款に定めがあるものとみなされる変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告方法) 第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 (株式の総数) 第5条 本会社の発行する株式の総数は11億9,000万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新 設) (第9条から移行)</p> <p>(自己株式の買受け) 第6条 本会社は、<u>商法第211条の3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 本会社の1単元の株式の数は100株とする。 本会社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、本会社が株主のために必要と認める場合はこの限りでない。</p>	<p>(機関) 第4条 本会社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は11億9,000万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 本会社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u> <u>本会社の発行する株券の種類は本会社の定めるところによる。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 本会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第9条 本会社の単元株式数は100株とする。 本会社は、<u>第7条第1項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、本会社が株主のために必要と認める場合はこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(单元未満株式の買増し) 第8条 本会社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、本会社の定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株券の種類) 第9条 本会社の発行する株券の種類は本会社の定めるところによる。</p> <p>(名義書換代理人) 第10条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、公告する。 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、届出の受理、株券喪失登録、单元未満株式の買取り及び買増し等株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</p>	<p>(单元未満株式についての権利) 第10条 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し) 第11条 本会社の株主は、本会社の定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">(第7条第2項へ移行)</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、公告する。 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株主の氏名, 住所等の届出)</p> <p>第11条 株主, 質権者又はその法定代理人は, その氏名, 住所及び印鑑(署名の慣習ある外国人は署名鑑)を本会社所定の<u>名義書換代理人</u>に届け出るものとする。その変更があったときも同様である。</p> <p>外国に居住する株主, 質権者又はその法定代理人は, 日本国内に仮住所又は代理人を定めて, 本会社所定の<u>名義書換代理人</u>に届け出るものとする。その変更があったときも同様である。</p> <p>第1項の規定は, 前項の代理人にこれを準用する。</p> <p>(株式の取扱)</p> <p>第12条 <u>株式の名義書換, 質権の登録, 株券の再交付, 株券喪失登録, 単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する取扱い</u>については, すべて本会社の定めるところによる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 本会社は, 毎年3月31日現在の株主名簿に記載された最終の株主をもって, その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項その他定款に定めのある場合のほか必要があるときは, あらかじめ公告して, 一定の日現在の株主名簿に記載された株主又は質権者をもって, <u>権利を行使すべき株主</u>又は質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (条文省略)</p>	<p>(株主の氏名, 住所等の届出)</p> <p>第13条 株主, <u>登録株式質権者</u>又はその法定代理人は, その氏名, 住所及び印鑑(署名の慣習ある外国人は署名鑑)を本会社所定の<u>株主名簿管理人</u>に届け出るものとする。その変更があったときも同様とする。</p> <p>外国に居住する株主, <u>登録株式質権者</u>又はその法定代理人は, 日本国内に仮住所又は代理人を定めて, 本会社所定の<u>株主名簿管理人</u>に届け出るものとする。その変更があったときも同様とする。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(株式の取扱)</p> <p>第14条 本会社の株式及び新株予約権に関する取扱い, <u>株主の権利行使に際しての手續等並びに手数料</u>については, すべて本会社の定めるところによる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第15条 本会社は, 毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主をもって, その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項その他定款に定めのある場合のほか必要があるときは, あらかじめ公告して, 一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は<u>登録株式質権者</u>をもって, <u>権利を行使することができる株主</u>又は<u>登録株式質権者</u>としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議長) 第15条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">商法第343条の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、議決権を有する本会社の他の株主に委任してその議決権を行使することができる。この場合においては、本会社に委任状を提出するものとする。</p> <p>(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名押印するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 (条文省略)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを使用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議長) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第20条 株主は、議決権を有する本会社の他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合においては、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出するものとする。</p> <p>(議事録) 第21条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(取締役会の構成及び招集) 第22条 取締役会は、取締役をもって構成する。 取締役会は、社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。 取締役会の招集通知は、会日から2日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>第23条～第24条(条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。 (新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、<u>議事録に記載し、出席した取締役及び監査役が記名押印するものとする。</u></p> <p>第27条～第28条(条文省略)</p>	<p>(選任) 第23条 (現行どおり) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (現行どおり)</p> <p>(任期) 第24条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>(取締役会の構成及び招集) 第25条 (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。</p> <p>第26条～第27条(現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第28条 (現行どおり) <u>本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録するものとする。</u></p> <p>第30条～第31条(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(会長) 第29条 取締役会の決議をもって、会長1人を置くことができる。 会長は、本会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。 会長を置いた場合には、社長は、会社の業務の執行を統括する。この場合には、第14条、第15条、第22条及び第23条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p> <p>(相談役及び顧問) 第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 本会社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第32条 (条文省略)</p> <p>(選任) 第33条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第34条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p>	<p>(会長) 第32条 (現行どおり) (現行どおり) 会長を置いた場合には、社長は、会社の業務の執行を統括する。この場合には、<u>第16条、第18条、第25条及び第26条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(相談役及び顧問) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第34条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第35条 (現行どおり)</p> <p>(選任) 第36条 (現行どおり) 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第37条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(監査役会の構成及び招集)</p> <p>第35条 監査役会は、監査役をもって構成する。 監査役会の招集通知は、会日から2日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>第36条～第37条(条文省略)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した監査役が記名押印するものとする。</p> <p>(常勤監査役，常任監査役)</p> <p>第39条 監査役の互選をもって、常勤の監査役を置く。 監査役の互選をもって、常任監査役若干人を置くことができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 本会社は、<u>商法第280条第1項の規定により取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(監査役会の構成及び招集)</p> <p>第38条 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。</p> <p>第39条～第40条(現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第41条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>は、議事録に記載又は記録するものとする。</p> <p>(常勤監査役，常任監査役)</p> <p>第42条 監査役会の決議をもって、常勤の監査役を置く。 監査役会の決議をもって、常任監査役若干人を置くことができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議をもって免除</u>することができる。</p>
<p>第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第41条 本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第42条 利益配当金は、3月31日現在の株主名簿に記載された最終の株主又は質権者に支払うものとする。</p> <p>(第43条から移行)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第43条 本会社は、取締役会の決議により、9月30日現在の株主名簿に記載された最終の株主又は質権者に、<u>中間配当金(商法第293条の5の規定により分配される金銭をいう。以下同じ。)</u>を支払うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第44条 利益配当金及び中間配当金が、それぞれその支払開始の日から起算し、5年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れるものとする。</p> <p>(転換社債の転換と配当金)</p> <p>第45条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する利益配当金又は中間配当金については、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなす。</u></p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 本会社は、<u>株主総会の決議をもって、3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)</u>を支払うものとする。</p> <p>— 本会社は、取締役会の決議をもって、9月30日現在の株主名簿に記載<u>又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)</u>を支払うことができる。</p> <p>(第45条第2項へ移行)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第46条 期末配当金及び中間配当金が、それぞれその支払開始の日から起算し、5年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れるものとする。</p> <p>(削 除)</p>

3 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成 18 年 6 月 28 日

以 上